

議案第72号

守口市立中学校等給食実施方針検討委員会条例案

守口市立中学校等給食実施方針検討委員会条例を、次のように制定する。

令和6年9月11日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市立中学校等給食実施方針検討委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、守口市立中学校等給食実施方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、市立中学校及び市立義務教育学校の後期課程の給食実施方針に関する事項を調査審議し、答申する。

(委員)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市立学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 市立学校の校長、副校長又は教頭
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、1年以内で教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校給食主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。